

地震対策

阪神大震災から14年が経ちその時の脅威が薄れつつあるようですが、その後も2回の中越地震・九州北部地震・東北内陸部地震と頻発しており、日本で企業を営む以上立地上のリスクとして常に「地震の脅威」への対応を経営課題として取り組んでおくことは必定で、ステークホルダーおよび関係者との間で地震リスクへの対応策（下図参考）が必要となろう。阪神大震災の経済損失13兆円のうち支払われた保険金783億円とされています。では、これから起こるであろう3大地震（首都圏、東海/東南海/南海、東南海/南海）での想定経済損失はいったいどれほどになるのだろうか。（下記参照）

大地震	想定経済損失	想定保険金（個人/企業）
首都圏直下型	112兆円	7,000億円
東海/東南海/南海	81兆円	N/A
東南海/南海	56億円	N/A
＜参考＞	実際の経済損失	支払保険金（個人/企業）
阪神大震災	13兆円	783億円
ノースリッジ地震（米国LA）	260億ドル（2.6兆円）	150億ドル（1.5兆円）

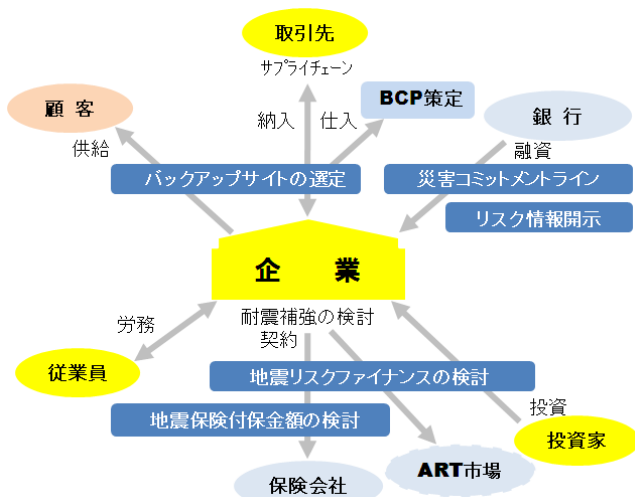
米国ロスアンゼルスで起こったノースリッジ地震においては、リスク管理意識の高い米国とは言え、実際の経済損失の60%弱が保険金で救済されているのに対して、1年後に起こった阪神大震災での保険金支払額は実際の経済損失の僅か0.6%程度と2けたの違いがあります。更に首都圏直下型地震においても想定済の経済損失に対し想定保険金も同様に0.6%程度とみられており、日本人/日本企業の地震保険への意識の低さが顕著です何故でしょうか？

日本においては、住宅火災保険付帯地震保険は政府が全面的に再保険を引受ける体制が整っていることから、どの保険会社も積極的に拡販に努めていますが、企業分野になると保険会社の自己責任（自社で再保険を手配）のため、途端に制限や引受拒絶等から企業地震保険の普及がとどまっている面もありますが、企業経営者側においても地震リスクへの認識の甘さや地震対策をあきらめているふしが見られることはリスクマネジメントの観点から非常に残念な傾向です。1994年1月18日に起こった米国ロスアンゼルスでのノースリッジ地震で、日本から各方面の専門家が大量してロスアンゼルスに視察に来られ、ロスアンゼルスにいた筆者もその時にいろいろ案内をしたにも関わらず、ちょうど1年後の1995年1月18日発生の阪神大震災で全くその教訓が活かされていないことに呆然としたことを覚えております。

ノースリッジ地震でかくも保険金が支払われた要因は下記の3つが挙げられます。

1. 米国人の保険意識の高さと保険ブローカー（保険会社との仲介）への信頼度の高さ。
2. ホームオーナー保険（日本の住宅火災保険にあたる）では、原因が地震であっても結果が火災で消失した場合には保険金が支払われる。（日本では、逆に結果でなく事故の原因を支払い要件としているところから、住宅火災保険では免責で別途地震特約に追加加入しなければならない）。
3. 企業においては、建物・機械等の物的損害よりも休業/操業不能といった事業中断による損害の方がはるかに大きいことを知っているためか、Business Interruptionという事業中断リスク補てん保険に火災保険同様当たり前のように加入している。現に、9.11のワールドトレードセンターテロ事件でも、世界の再保険会社が支払った保険金は、建物崩壊等の物的損害保険金よりもその事件に巻き込まれた企業の事業中断によるBusiness Interruptionの保険金の方が倍近く大きかったとされています。

【地震リスク評価に基づく対応策の検討】



【地震リスクに対応する新保険】

新地震保険プログラムの大きな特徴	従来の地震保険
「財物損害と休業損害」を共通限度額で同時に補償する地震保険	▲休業損害は対象とならない
地震リスクにフォーカスした新しい引受方法（既存火災保険は、そのまま継続）	▲火災保険と一体で引受け
実損てん補方式（損害額から免責金額を控除した共通限度額内で100%補償）	▲縮小てん補方式（損害額の一定割合を補償）
地震リスクの高い地域の物件に限定しても手配可能	▲全物件付保が原則

いつ起こるかわからない・・・が必ずいつかはやってくる大地震への備えは企業経営者の責務です！BCPの策定や地震リスクファイナンスについて、特に「物的損害と休業損害を併せて補償する地震保険プログラム」では上記の特長を備えていますので是非とも弊社にご相談ください。

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ solutions@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609